

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三〇―一〇七

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(航空管制手当) 第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空	(航空管制手当) 第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空

局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一〇四 (略)

五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対

局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一〇四 (略)

五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視

空援助業務

六 空港事務所における運航援助情報業務又は飛行場情報業務

七〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

五号の	前項第	(略)	業務の種類
	(略)		
飛行場	(略)	(略)	勤務官署
空港事務所又は空	(略)	(略)	手当額
三百四十円	(略)	(略)	

レーダー事務所における無線電話機による対空援助業務

六 空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所に於ける運航援助情報業務又は飛行場情報業務

七〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

五号の	前項第	(略)	業務の種類
	(略)		
飛行場	(略)	(略)	勤務官署
空港事務所、空	(略)	(略)	手当額
三百四十円	(略)	(略)	

3 (略)	(略)	業務 前項第六号の	業務	業務	
			(略)	対空援 助業務	港出張所
			(略)	二百四十円	

(刑務作業監督等手当)

3 (略)	(略)	業務 前項第六号の	業務	業務	
			(略)	対空援 助業務 又は他 飛行場 援助業 務	出張所又は空港・ 航空路監視レ
			(略)	二百四十円	

(刑務作業監督等手当)

第二十八条の二 刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

(1) (略)

(2) 被収容者の排せつ物、おう吐物その他の

汚物の処理（次号の業務に従事した職員が

当該業務の一環として行ったものを除

第二十八条の二 刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

(1) (略)

(2) 被収容者の排せつ物、おう吐物その他の

汚物の処理

く。)

三 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は少年鑑別所に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員が被收容者の死体の検視の業務に従事したとき。

四 (略)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 前項第三号の業務 業務に従事した日一日につき九百円

四 前項第四号の業務 勤務一回につき六百二十円 (心身に著しい負担を与えると人事院が

(新設)

三 (略)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(新設)

三 前項第三号の業務 勤務一回につき六百二十円 (心身に著しい負担を与えると人事院が

認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。